

1.5. 土地利用、都市構造

1.5.1. 交通基盤(都市計画道路・幹線道路区間図)

- 本市の都市計画道路は、焼津地区を中心に格子状に計画されている。焼津地区内は整備が進んでいるものの、焼津地区と大井川地区を連絡する南北方向の幹線軸となる「志太東幹線」、「志太海岸線」、「志太中央幹線」はいずれも整備率が低い状況にある。

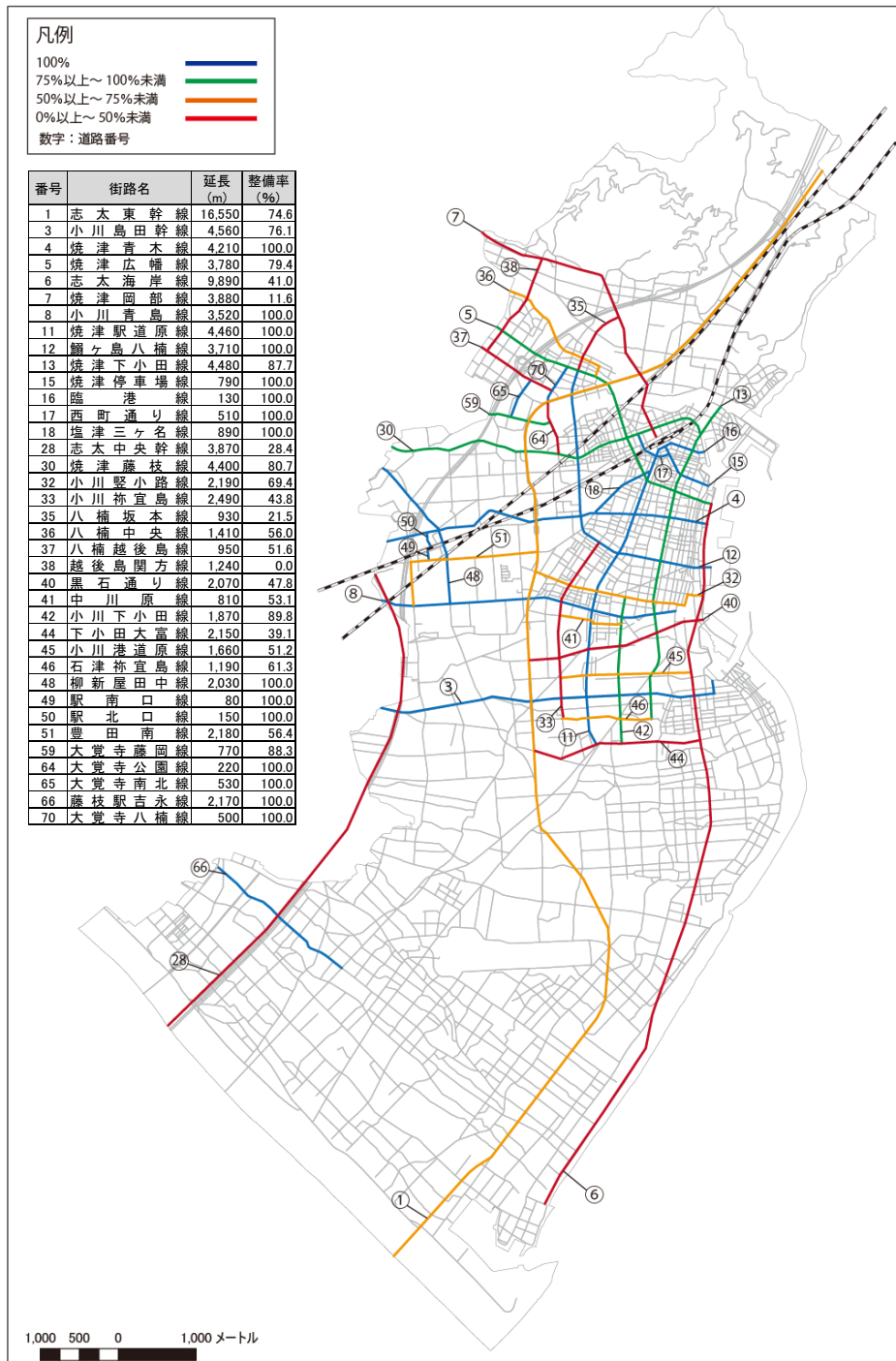


図 1.18 都市計画道路整備状況

1.5.2. 緊急輸送路の指定状況

- 緊急輸送路は以下のとおり指定されている。中でも、国道 150 号は静岡県緊急輸送路の 1 次緊急輸送路に指定されている。



図 1.19 緊急輸送路幅員

1.5.3. 都市計画区域、区域区分

- 本市全域が都市計画区域に指定されている。市街化区域は約 20.8km²（全市域の約 29%）が指定されている。

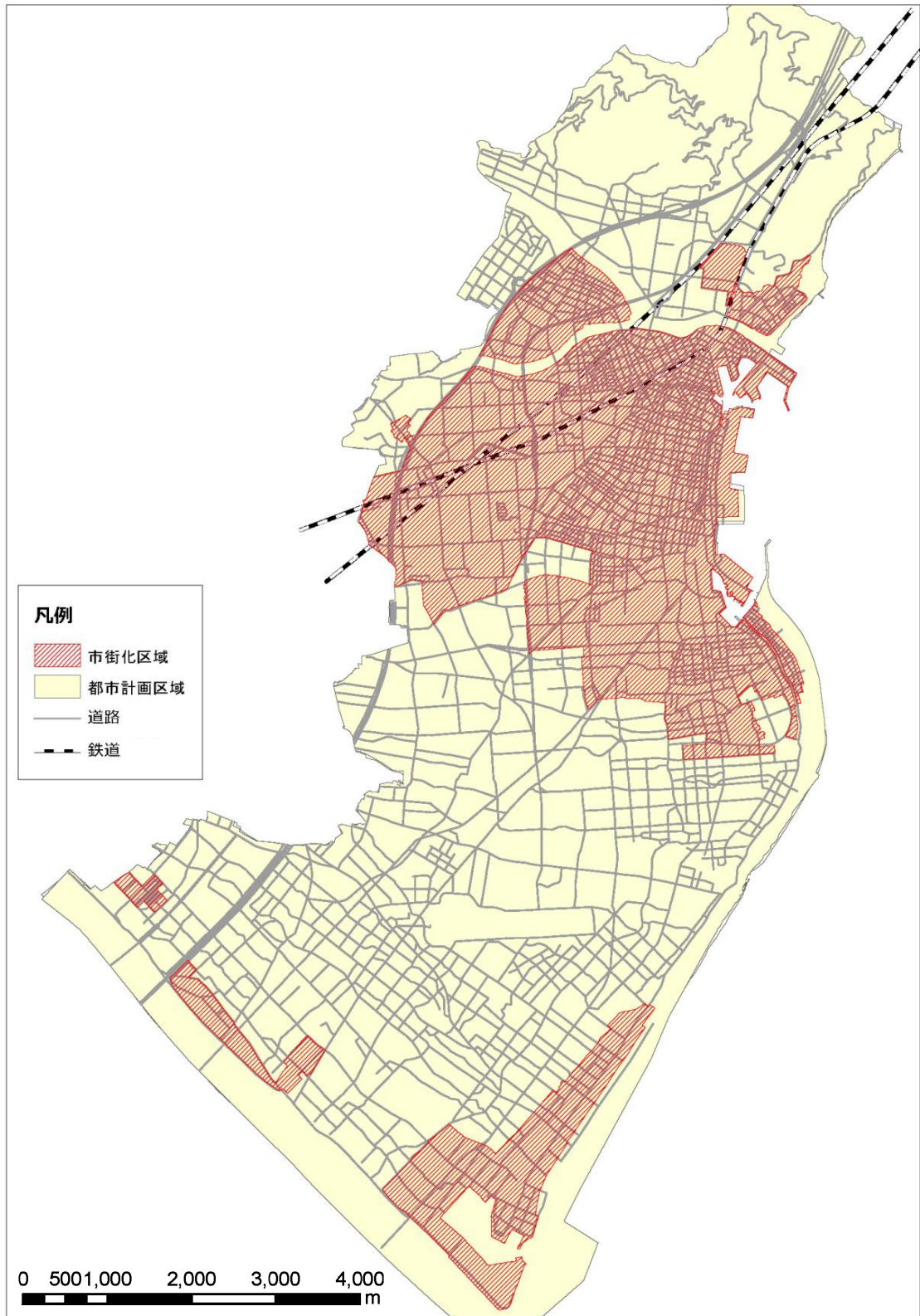


図 1.20 都市計画区域・区域区分

1.5.4. 法適用(森林法)

- 地域森林計画対象民有林が、市北部の山間部及び市南部の海岸線（保安林）に分布する。

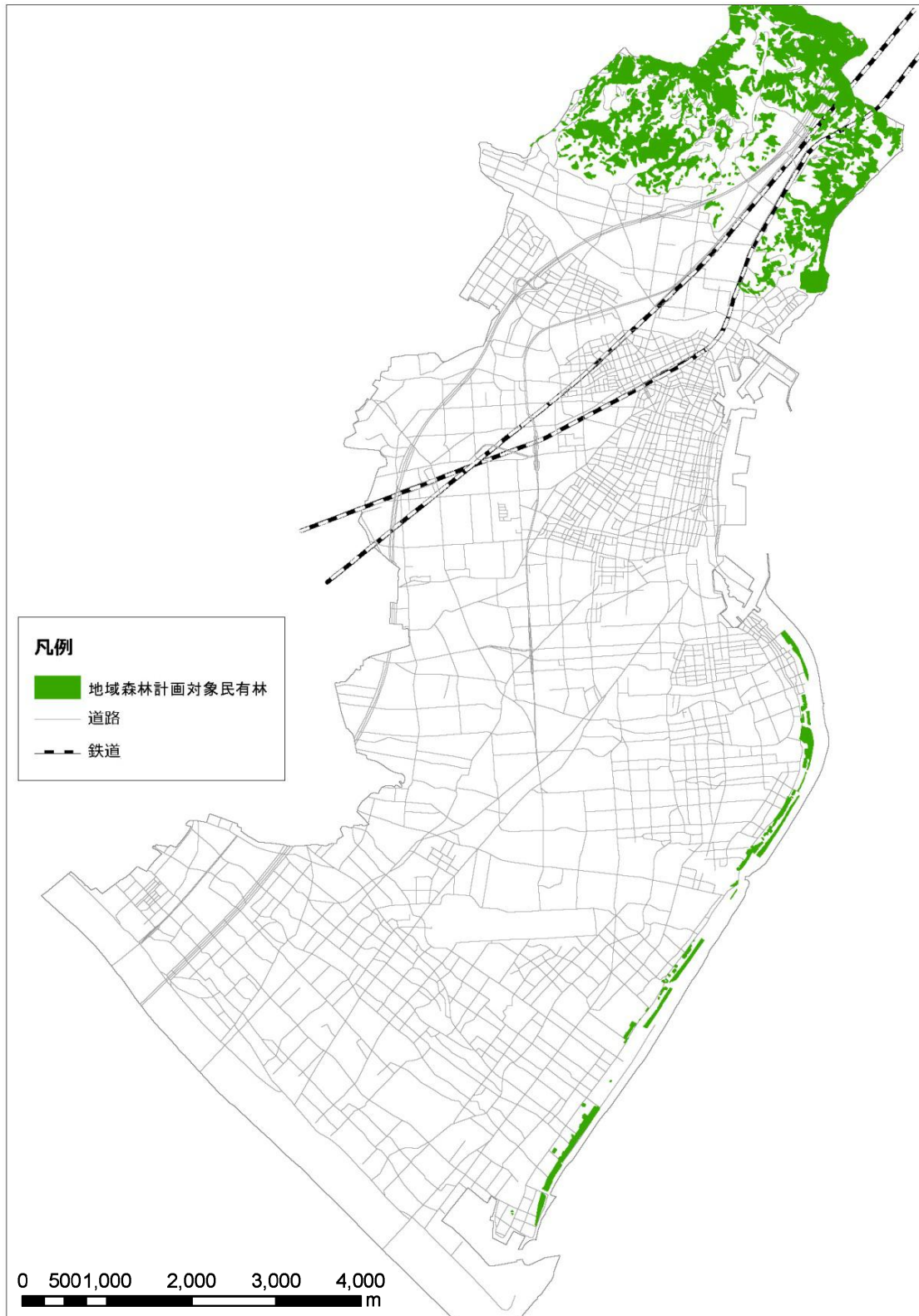


図 1.21 森林計画対象民有林分布図

1.5.5. 法適用(農業振興地域の整備に関する法律)

- 農用地区域は、市街化調整区域内にて、広く指定されている。

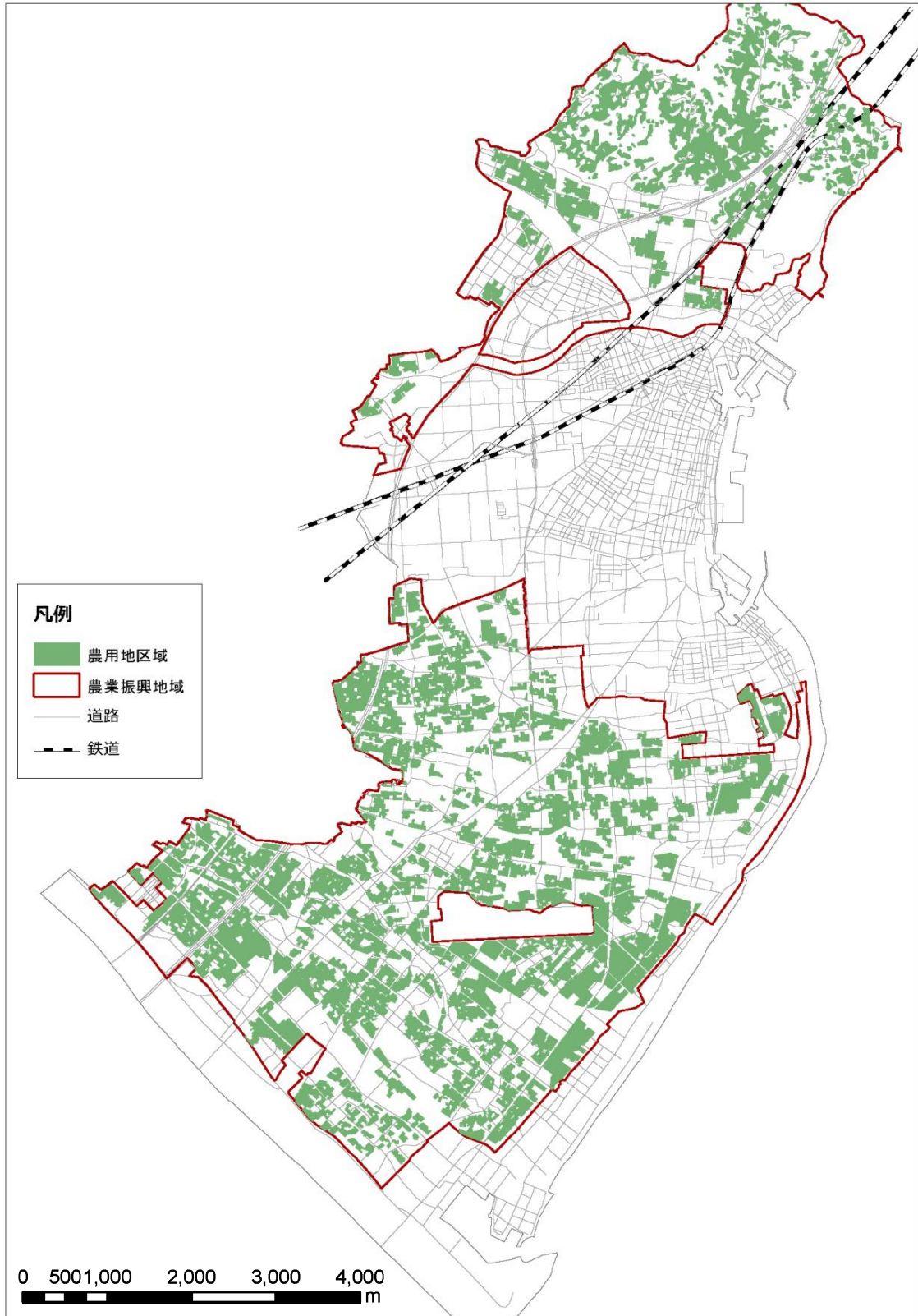


図 1.22 農用地区域図

1.5.6. 地区別特性

- 本市の人口・世帯、産業、土地利用について地区別特性を整理する。
- できるだけきめ細かく津波防災地域づくりの方針を決めるために、市を 11 地区に区分する。11 地区の構成は「旧焼津市都市計画マスタープラン（2001）」の地域区分 8 地区と大井川地区を小学校区で区分した 3 地区である。

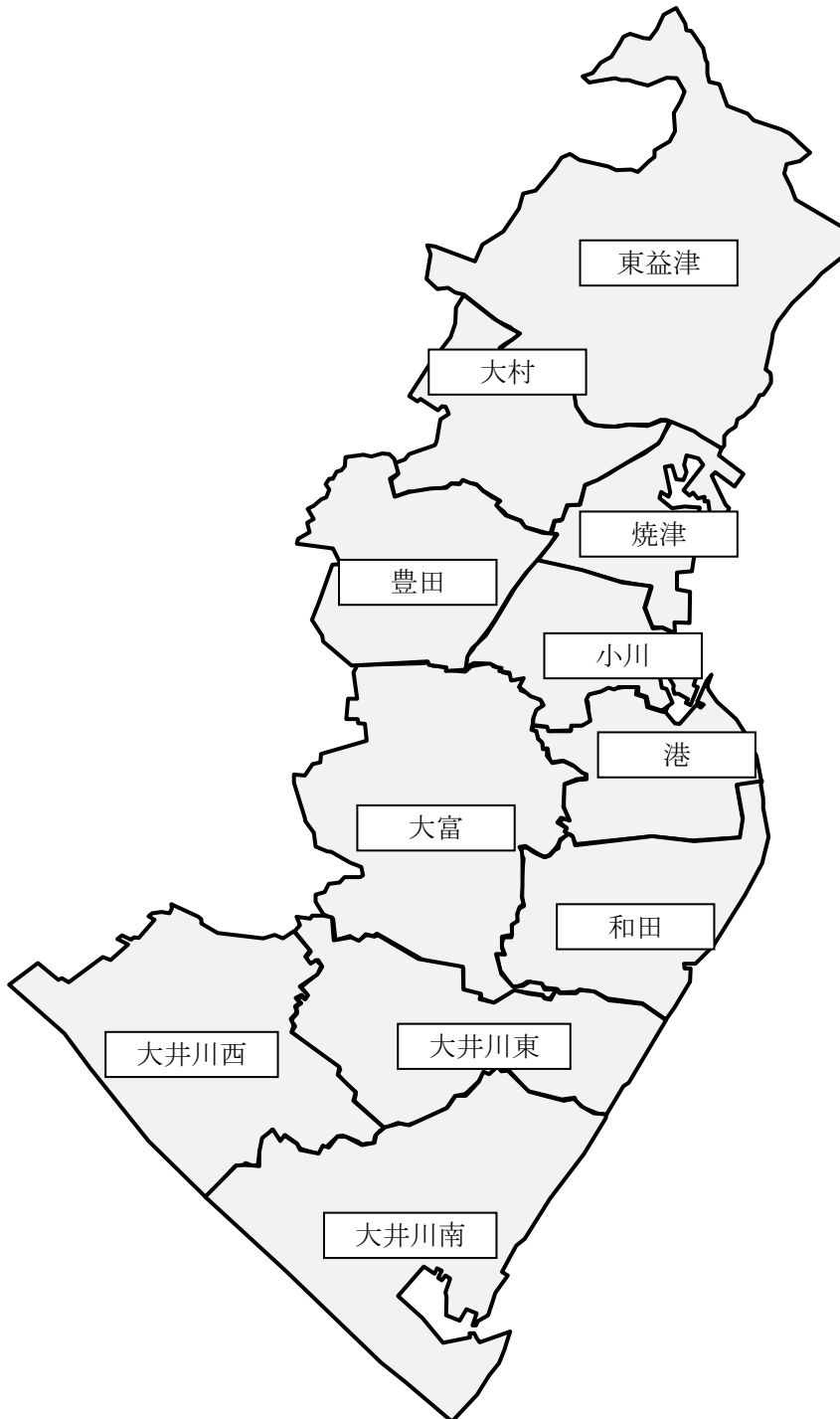


図 1.23 焼津市 11 地区

(1) 人口・世帯

- 人口は内陸部である豊田地区、大富地区で多いが、人口密度では焼津地区や小川地区で高く、必ずしも内陸部のみに人口が集中しているわけではない。
- 高齢化率は、東益津地区、焼津地区、小川地区、和田地区で市平均の 23.5%（平成 22 年国勢調査）より高くなっており、沿岸部にも多くの高齢者が住んでいる。

(2) 産業

- 焼津地区、大村地区、大富地区で、従業者数が多い。また、焼津漁港、大井川港を抱える焼津地区、大井川南地区では、第 1 次産業従業者数が比較的多い。第 2 次産業従業者割合は、大規模工業団地を抱える和田地区で高い。

(3) 土地利用

- 用途地域の指定状況をみると小川地区、港地区、豊田地区では住居系の占める割合が高くなっている。焼津地区では商業系、焼津地区、大村地区、豊田地区、大井川南地区では工業系の指定もみられる。

表 1.6 地区別概況

項目	浸水の可能性が高い地区								浸水の可能性が低い地区			
	東益津	焼津	小川	港	和田	大井川東	大井川南	大村	豊田	大富	大井川西	
人口・世帯	夜間人口（小地域）	10,701	11,635	14,972	15,449	8,612	6,640	9,137	15,119	21,279	22,684	7,021
	昼間人口（小地域）	9,714	13,842	12,223	9,258	8,780	6,226	9,922	14,975	15,296	18,042	8,913
	昼夜間人口比率（%）	90.8	119.0	81.6	59.9	102.0	93.8	108.6	99.1	71.9	79.5	126.9
	高齢者数（65 才以上人口）	3,109	3,454	3,883	3,535	2,204	1,448	2,016	3,200	4,076	5,177	1,570
	高齢化率（%）	29.1	29.7	25.9	22.9	25.6	21.8	22.1	21.2	19.2	22.8	22.4
	世帯数	4,203	5,823	5,219	5,275	2,847	2,056	2,842	6,207	7,808	7,446	2,141
	学生数（人）	1,696	4,244	2,349	2,429	2,623	1,031	1,165	2,691	4,799	6,062	2,166
	面積（km ² ）	12.6	2.4	3.2	3.8	5.2	5.8	10.0	4.5	5.2	9.3	8.2
	人口密度（人・km ² ）	847	4,829	4,674	4,078	1,643	1,154	917	3,354	4,082	2,438	853
	全従業者数	5,047	8,402	6,103	3,377	4,504	3,828	6,649	9,168	6,975	8,691	5,560
産業	第 1 次産業従業者数	25	434	16	104	4	144	185	4	67	106	22
	第 2 次産業従業者数	2,274	1,513	1,327	613	2,706	1,128	3,863	1,970	2,432	3,043	2,776
	第 3 次産業従業者数	2,748	6,455	4,760	2,660	1,794	2,556	2,601	7,194	4,476	5,542	2,762
	第 1 次産業従業者割合（%）	0.5	5.2	0.3	3.0	0.1	3.7	2.8	0.0	0.9	1.2	0.4
	第 2 次産業従業者割合（%）	45.1	18.0	21.7	18.2	60.1	29.5	58.1	21.5	34.9	35.0	49.9
	第 3 次産業従業者割合（%）	54.4	76.8	78.0	78.8	39.8	66.8	39.1	78.5	64.2	63.8	49.7
	1 日当たり観光客数	72	370	0	0	487	181	23	5,676	802	0	0
	住居系面積（用途地域）（ha）	42	79	256	263	15	4	101	133	262	73	25
土地利用	商業系面積（用途地域）（ha）	0	73	19	1	0	0	3	6	0	0	0
	工業系面積（用途地域）（ha）	23	88	41	13	0	0	180	143	162	66	50
	その他面積（ha）	1,186	13	0	98	504	639	603	148	92	783	843
	住居系面積割合（用途地域）（%）	3.4	31.3	80.8	70.1	2.8	0.7	11.4	30.8	50.8	7.9	2.7
	商業系面積割合（用途地域）（%）	0.0	28.8	6.1	0.4	0.0	0.0	0.3	1.5	0.0	0.0	0.0
	工業系面積割合（用途地域）（%）	1.8	34.6	12.9	3.3	0.0	0.0	20.3	33.3	31.4	7.1	5.4
	その他面積割合（%）	94.8	5.3	0.2	26.2	97.2	99.3	68.0	34.4	17.8	85.0	91.9

1.6. 上位・関連計画

津波防災地域づくりにおいては、地域の防災力の向上を追求すると同時に地域の発展が見通せるよう、総合計画や都市計画マスタープラン等、上位・関連計画に示される市の将来ビジョンを踏まえ、総合的な視点に立って推進計画を検討する必要がある。

本市の上位・関連計画における市の将来像や防災の方針は、以下のとおりである。

1.6.1. 焼津市第 5 次総合計画(平成 23 年 3 月)

(1) 将来都市像

- 「人がキラリ 海がキラリ まちをキラリ ～活力と自然の恵みに満ちたまち 焼津～」を将来都市像として、人と自然がともに輝き、活力に満ちたまちの実現を、協働のまちづくりにより目指している。計画期間は、平成 30 年までの 8 年間である。

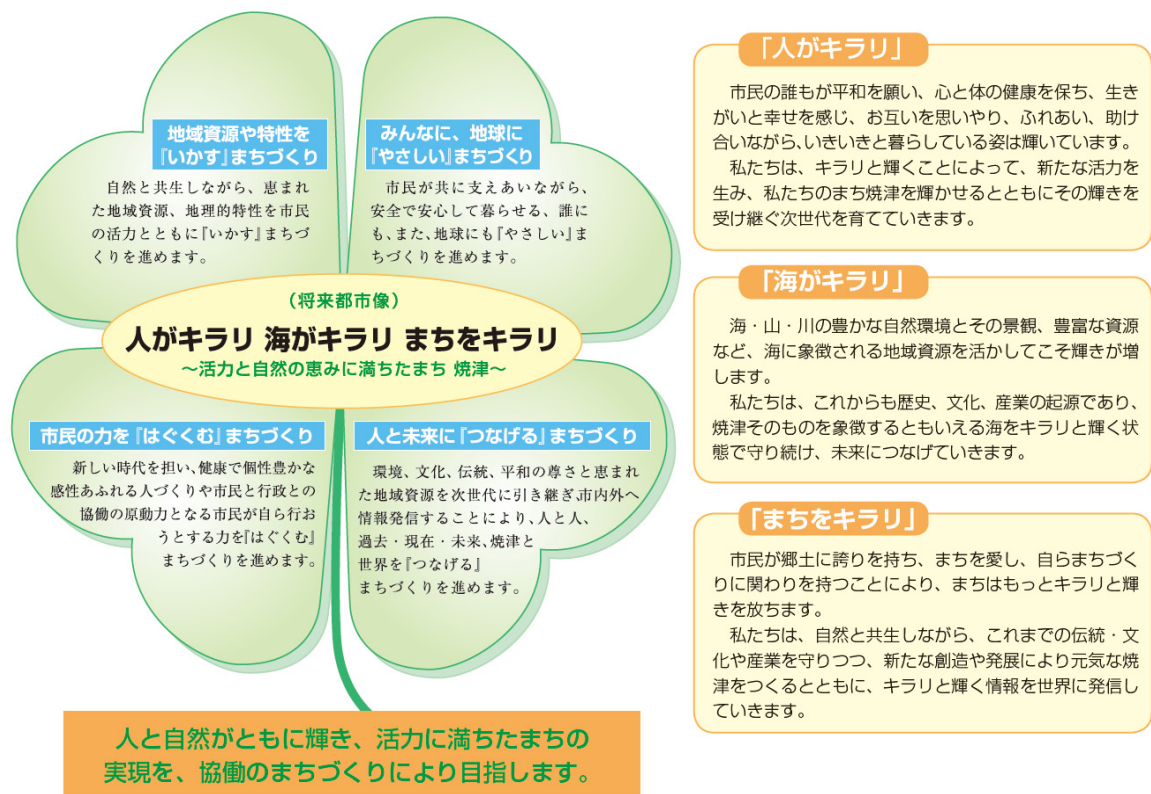


図 1.24 将来都市像

- 将来都市像を実現するための基本方向として、6つの施策の大綱を設定している。
 - * みんなが安心して暮らせるまちづくり
 - * 安全で快適なまちづくり
 - * 豊かな心を育てるまちづくり
 - * 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり
 - * 人と自然が調和するまちづくり
 - * 市民と行政がともに創るまちづくり

- 施策大綱「安全で快適なまちづくり」における重点施策として、「災害に強いまちづくり」を掲げ、以下の施策の方針及び目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）が挙げられている。

(2) 施策の方針

- 平成 27 年度末までに「焼津市は災害への備えができているまちである（災害に強いまちづくりに取り組んでいる）と思っている人の割合」（平成 21 年度 47.4%）を 75%にします。
- 平成 27 年度末の耐震化率を、住宅 90%、市有公共建築物 100%とします。
- 平成 27 年度末までに県の推測による東海地震被害想定 of 死者 283 人（うち建築倒壊で 248 人、津波 18 人）を半分にします。
- 災害に備える意識の向上や地域の防災力の向上など、自助、共助を高めます。
- 水害に対応するため、国や県と連携して河川の整備を進めます。
- 土砂災害に関しては、県と連携して住民への周知を図り、監視を強化します。

表 1.7 目標達成のための基本的な取り組み（基本事業）

基本事業名	取り組み方針
①防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の自主防災組織の活動に積極的に参加するよう市民に働きかけます。 ●防災訓練や広報誌などにより、地域の災害に関する情報を認識してもらい、普段から災害に対する備えをしてもらえるよう市民に働きかけます。
②防災情報の収集伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●国からの防災情報を瞬時に市民に提供できるシステムの整備を行います。 ●地域防災無線や同報無線のデジタル化に伴い、焼津地区と大井川地区のシステムを統合します。
③消防・防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●消防救急の広域化により、消防力の強化を図ります。 ●自主防災組織が保有する資器材の充実を図り、災害発生時の活動に加え、避難所づくりなど復旧活動に対応できるようにします。 ●地域での防災活動を担う組織や人材を育成します。 ●災害時に必要な資器材の更新・整備を行います。
④耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の耐震化を進めます。 ●民間の建物については、耐震に関する補助を引き続き行います。
⑤防災インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生後の市民生活の安全確保のため、避難施設を整備します。 ●中小河川を改修し、治水安全度を高めます。 ●津波対策として、航路水門の設置を引き続き県に働きかけます。 ●急傾斜地における土砂災害対策を推進します。 ●緊急輸送路、避難路の改修・整備を進めます。
⑥火災の予防	<ul style="list-style-type: none"> ●春季・秋季の年 2 回の「全国一斉火災予防運動」に合わせ、火災予防啓発活動を実施します。 ●高齢者を火災から守るため、高齢者住宅に対し、住宅防火診断を実施します。 ●ホテルなど多数の収容人員が見込まれる施設での避難訓練に対して、訓練指導を実施します。 ●住宅火災による死傷者を防ぐため、住宅用火災警報器の設置を、各戸訪問などにより、市民に働きかけます。

1.6.2. 焼津市第3次国土利用計画(平成22年10月)

- 土地利用の基本方針として、以下の5つが掲げられている。
 - * 自然環境を保全し、やすらぎの空間を創出するための土地利用
 - * 災害に強い安全な土地利用
 - * 市民生活の利便性を高め、安心して暮らせる空間を創出するための土地利用
 - * 経済的に安定した市民生活並びに自主財源を確保するための土地利用
 - * 地域の特性を活かすとともに市民と共に創る土地利用
- 計画では、恵まれた自然環境や景観などの地域資源や、漁港・港湾などの産業基盤施設、富士山静岡空港や東名高速 IC などの交通利便性を活かし、活力あるまちづくりを進める方針が示されている。

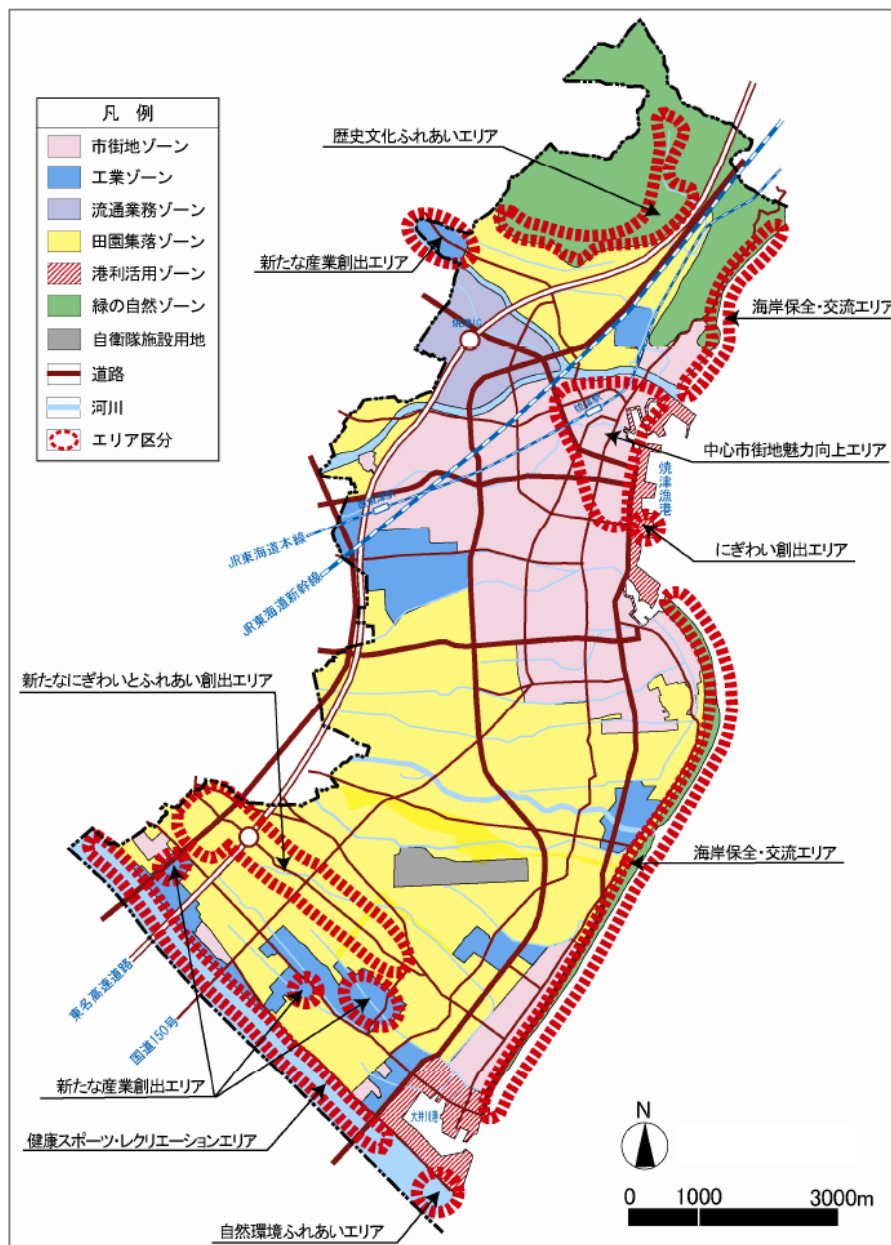


図 1.25 土地利用構想図